

令和7年度事業報告書

第1 事業報告

特産農産物は、急速な国際化の進展、需給構造の変化、農業構造の変化等により厳しい状況におかれているものの、地域経済・農業において重要な地位を占めており、地域の風土に根ざした産地形成は特産農産物の需給の安定のみならず伝統的な食文化等の維持・継承にとっても重要な課題となっている。

また、国民の食生活に不可欠な食料である国産大豆については、持続的な国産志向や生産者、加工業者を巡る状況の変化に対応した良質な国産大豆の供給、取引の安定確保が急務となっている。

さらに、近年、農産物市場の国際化の進展など、新たな国際環境に対応して農産物の生産・流通・加工にわたる構造改革や生産資材の引き下げ等により国内農業の体質を強化し、農業競争力強化と成長産業化を図ることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、日本特産農産物協会は、公益財団法人として、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」に沿った持続的な食料システムの構築等を含めた国の関係施策を踏まえつつ、上記の課題に適切に対応するため、所管の公益目的事業を適正、円滑に実施した。具体的には、令和7年度は、①特産農産物の需給の安定、産地育成等を図るため、卓越技能人材の認定・登録と現地派遣による技術指導、研究会の開催、生産・流通情報の収集・提供等の事業を継続して実施した。②国産大豆の需要の拡大を図るため、播種前入札取引及び収穫後入札取引の二本立ての価格形成施設を開設・運営するとともに関連情報の収集・提供のための事業を引き続き実施した。③平成27年度～令和7年度の補正予算で措置された事業である新国際環境対応特産農産物等生産システム改善・需要拡大対策事業を円滑に推進した。このうち、産地生産基盤パワーアップ事業については基金管理団体として基金の安全管理を確保するとともに、事業計画に基づく助成金の交付決定及び支払い等について公正、適正かつ効率的な事業展開を図った。また、令和元年度補正予算措置をもって終了した外食産業等と連携した農産物の需要拡大対策事業については、実施した事業の最終の実施状況報告書の取りまとめ及び評価報告等の事務を行った。

第2 役員会等の開催

評議員会、理事会、監事監査及び専門委員会は、次のとおり開催した。

1 評議員会及び理事会

(1) 評議員会

「定時評議員会」令和7年6月20日（金）日本橋箱崎町 T-CAT B ホール

出席者6名（評議員総数6名）

付議され承認された議案

- ① 令和6年度事業報告
- ② 令和6年度決算（案）
- ③ 評議員の選任
- ④ 役員を選任

(2) 理事会

「第1回」令和7年5月23日(金)貸し会議室 日本橋清心丹ビル

出席者6名(理事総数7名)

付議され承認された議案

- ① 令和6年度事業報告(案)
- ② 令和6年度決算(案)
- ③ 役員候補者の選定について
- ④ 令和7年度定時評議員会の開催について
- ⑤ 報告事項

職務の執行状況

「第2回」令和7年6月20日(金)日本橋箱崎町 T-CAT B ホール

出席者7名(理事総数7名)

付議され承認された議案

- ・ 理事長(代表理事)及び専務理事(業務執行理事)の選定について

「第3回」令和7年11月17日(月)書面決議

出席者7名(理事総数7名)

付議され承認された議案

- ・ 日本特産農産物協会 資産管理規程の改正について

「第4回」令和8年3月17日(火)日本橋箱崎町 T-CAT B ホール

出席者7名(理事総数7名)

付議され承認された議案

- ① 令和8年度事業計画(案)
- ② 令和8年度収支予算(案)
- ③ 公益充実資金取扱規程の制定及び特定費用準備資金等取扱規程の廃止について
- ④ 報告事項

職務の執行状況

(3) 監事監査 令和7年5月16日(金)

出席者2名(監事総数2名)

付議された議案

- ・ 令和6年度事業報告及び決算報告

(4) 公募役員選定委員会 令和7年5月12日(月)

出席者3名(選定委員総数3名)

付議された議案

- ・ 役員候補者の選定(理事長候補者、専務理事候補者)

第3 事業実施の概要

1 特産農産物の需給の安定と伝統的な食文化等の維持・継承のための事業

(1) 地域特産作物体制強化促進事業

地域特産物は、地域経済・農業のみならず伝統的な食文化等の維持・継承にとっても重要な地位を占めており、これまで地域の中で農家等の創意工夫により発展を遂げてきたが、担い手不足や収益性等からその生産・加工技術等が伝承されず、産地も次第に消失している現状にある。このため、産地の維持と振興に資するため、地域特産物マイスターの新規認定及びマイスター等の現地派遣による技術指導並びに相互交流・情報発信等、制度の円滑な運営を図るとともに、地域特産物に関する研究会（特産農作物セミナー）を開催した。また、薬用作物（生薬）、薬用人蔘、和紙原料作物を含む地域特産作物について、行政・関係団体等の協力を得て産地別の栽培面積、収穫量、生産流通動向等の情報を収集・整理し、関係者に提供した。

1) 地域特産物マイスターの新規認定を含む制度の運営

① 第1回地域特産物検討委員会 令和7年5月19日（月）

- ・ 出席者5名（委員総数6名）
- ・ 付議された議案

令和7年度地域特産作物体制強化促進事業による地域特産作物の生産・流通状況の把握・分析、地域特産物マイスターの認定・登録、技術アドバイザーの派遣、地域特産物に関する研究会（特産農作物セミナー）等の実施方針及び事業実施スケジュールについて検討を行った。

② 第2回地域特産物検討委員会 令和8年3月13日（金）

- ・ 出席者6名（委員総数6名）
- ・ 付議された議案

令和7年度の事業実績の総括・評価を行うとともに、令和8年度の事業の取り組み方針について検討を行った。

2) 地域特産作物の生産・流通状況の把握・分析

特産農産物の産地育成に資するため、国の統計で扱っていない工芸作物や薬用作物（生薬）、薬用人蔘、和紙原料について、都道府県等の協力を得て産地別栽培面積、収穫量、主要品種名、生産組織の動向、地域活性化の取り組み等の情報を収集・整理し、行政・関係団体に提供するとともに協会のホームページで公開した。

3) 地域特産物マイスター候補の審査・認定証交付式

① 地域特産物マイスター認定審査委員会 令和7年11月28日（金）

- ・ 出席者3名（委員総数3名）
- ・ 付議された議案

都道府県知事、市町村長、県農林事務所、地域農業改良普及センター長、農業協同組合長等の推薦による地域特産物の生産・加工の分野からの申請者4名について書面審査を実施した。その結果、4名を認定、登録することに決定した。

② 認定証交付

認定証の交付は、地域特産物マイスターの集いの中で実施した。

4) 地域特産物マイスターの集い 令和8年2月20日(金)

都内(銀座フェニックスプラザホール)において、地域特産物マイスター、行政・関係団体等からオンライン参加を含め37名の参加を得て、令和7年度の新規認定地域特産物マイスターへ認定証を交付するとともに、その取組内容等の報告、意見交換を行った。

5) 特産農作物セミナー(ホップ)の開催 令和7年11月18日(火)

都内(虎ノ門グローバルスクウェアコンファレンス会議室)において、「ホップ」をテーマとして、技術の伝承・保存や地域振興に資するため、その生産・加工等に取り組む関係者をはじめ幅広い者からオンライン参加を含め167名の参加を得て、ホップの栽培事例、産地の生産の現状及び課題の紹介と意見交換を次のとおり行った。

① 基調講演

世界は、いまーホップ栽培～ビール醸造ー

岩手大学国際交流コーディネータ 門馬 孝之 氏

② 生産現場からの報告

(ア) 日本産ホップ再興に向けた遠野市の挑戦

株式会社 Brew Good 代表取締役 田村 淳一 氏

(イ) 横手のホップを未来へ

大雄ホップ農業協同組合 代表理事組合長 土田 章之 氏

(ウ) 日本におけるアメリカンホップ栽培への挑戦

帯那ホップ合同会社/Obina Brewing 代表・ヘッドブルワー
David Prucha 氏

(エ) 不可能を可能に！ファンを巻き込んだ宮崎県産ホップ栽培の挑戦と地域貢献

宮崎ひでじビール株式会社 代表取締役 永野 時彦 氏

③ パネルディスカッション

座長：岩手大学国際交流コーディネータ 門馬 孝之 氏

6) 現地情報・意見交換会(東北)の開催

令和7年10月16日(木)、17日(金)

地域特産物マイスターのほか、国、都道府県の行政・普及担当者等の関係者等45名の参加を得て、次のとおり開催した。

<話題提供>

① 最近の農業をめぐる事情について

農林水産省東北農政局生産部長 緒方 弘志 氏

② 宮城県の農業について

宮城県農政部園芸推進課長 北奥 真一 氏

③ 地域特産物マイスターが創る地域ブランドの価値と継承

地域特産物検討委員会委員 勝田 眞澄 氏

<施設訪問(令和7年10月17日(金))>

- ①株式会社 今慶農産、②ケロケロの杜、③アクアイグニス仙台
- ④震災遺構 仙台市立荒浜小学校

7) 技術アドバイザーの派遣

地域特産作物の生産体制の強化を図るため、地域特産作物の生産・加工に取り組む地域からの要請に応じて、優れた技術を有する地域特産物マイスター等を派遣して栽培技術等に関するアドバイスを行った。令和7年度は21件の派遣要請に対して、延べ35名のマイスター等を派遣した。

(2) 豆類に関する調査事業

公益財団法人日本豆類協会から委託を受けて、内外の雑豆を中心とする豆類の生産・流通・消費等に関する調査、試験研究関係資料の収集、関係団体の活動状況等に関する情報の収集等を行い、「豆類時報」(第119号～第122号)を編集した。
なお、発行は公益財団法人日本豆類協会が行った。

2 国産大豆の需要の拡大を図るための価格形成施設の開設・運営及び情報の収集・提供事業

(1) 大豆価格形成安定化事業

国産大豆は品質面の良さから、ほぼ全量が食用に仕向けられているが、食用大豆に占める国産割合(25%程度)を高めていくために、食品産業界、消費者等のニーズに対応した良質な国産大豆の供給と取引の安定確保が急務となっている。

このため、引き続き、国産大豆の入札の市場を開設・運営した。令和7年度においては、令和7年産を対象とした播種前入札、令和6年産及び令和7年産を対象とした収穫後入札を実施した。なお、これらの入札業務の円滑な実施に必要な大豆入札取引システムの改良・更新等に係る経費として、売り手、買い手の双方からシステムの利用実績に応じて入札手数料を徴収し、今年度は大豆入札システムの入札結果通知をこれまでのFAX送信からメール配信とする更新作業を実施した。

1) 入札取引の制度、実施方針等に関する検討

入札取引制度の見直し、入札運営方針の決定等の基本的事項を検討するため、以下のとおり大豆入札取引委員会を2回開催した。

① 第69回 令和7年10月28日(火)

- ・ 出席者8名(委員総数9名)
- ・ 付議された議案

令和6年産大豆収穫後及び令和7年産播種前入札取引の実施状況について
最近の国産大豆をめぐる情勢等について

② 第70回 令和7年12月4日(木)

- ・ 出席者7名(委員総数9名)
- ・ 付議された議案

令和6年産大豆の取引形態別販売動向、産地品種銘柄別上場割合について
令和7年産大豆収穫後入札取引に係る売り手・買い手登録状況

令和7年産大豆入札販売計画

令和8年産大豆播種前入札取引を引き続き試行として2回実施することについて

令和7年産大豆収穫後入札取引（8年産播種前入札取引を含む）の取引監視方針等
大豆生産流通関係予算の概要について

2) 取引監視

入札取引の公正性を確保するため、以下のとおり取引監視委員全員が出席する取引監視委員会（全体委員会）を2回開催し、取引監視方針の決定等を行った。

① 第52回 令和7年10月22日（金）

- ・ 出席者8名（委員総数9名）
- ・ 付議された議案

令和6年産大豆収穫後及び令和7年産播種前入札取引の実施状況等
大豆関係予算令和8年度概算要求の概要（農林水産省）

② 第53回 令和7年12月12日（金）

- ・ 出席者9名（委員総数9名）
- ・ 付議された議案

令和6年産大豆の取引形態別販売動向、産地品種銘柄別上場割合について
令和7年産大豆収穫後入札取引に係る売り手・買い手登録状況
令和7年産大豆入札販売計画等
令和8年産大豆播種前入札取引試行実施関係規程等について
令和7年産大豆収穫後入札取引（8年産播種前入札を含む）の取引監視方針等
大豆生産流通関係予算の概要について

上記全体委員会のほか、収穫後入札取引にあつては入札日当日、播種前入札取引にあつては入札日の2日後に3名の取引監視委員の出席を得て取引監視委員会を開催し、入札が公正に行われているかを監視するとともに、落札を保留すべき入札申込みの有無を検討した。その結果、落札を保留すべき入札申込みはなかった。

3) 収穫後入札取引の実施

令和6年産大豆については前年度から引き続き4月～7月まで、令和7年産大豆については12月から本年3月まで、それぞれ毎月1回、計8回実施した。

① 令和6年産

第5回 令和7年4月23日

第6回 令和7年5月21日

第7回 令和7年6月18日

第8回 令和7年7月16日

上場数量計：22,663トン、落札数量計：3,568トン

（参考）第1回～第8回

上場数量計：42,706トン、落札数量計：9,357トン

落札平均価格：8,066円

② 令和7年産

第1回 令和7年12月17日

第2回 令和8年 1月21日

第3回 令和8年 2月18日

第4回 令和8年 3月18日

上場数量計：21,303 トン、落札数量計：3,568 トン

4) 播種前入札取引の実施

令和7年産大豆の播種前入札取引を令和7年4月と5月の2回実施した。

第1回

実施日 令和7年4月21日

上場数量：8,554 トン、落札数量：7,359 トン

平均落札価格：8,472 円

第2回

実施日 令和7年5月19日

上場数量：9,445 トン、落札数量：5,722 トン

平均落札価格：8,498 円

合計

上場数量：16,979 トン、落札数量：13,118 トン

平均落札価格：8,483 円

5) 入札結果の公表

収穫後入札取引について、普通大豆、特定加工用大豆ごとに、産地、粒区分、品種銘柄別に上場数量、落札数量、平均落札価格等を集計し、入札実施各月の月末に登録者及び報道機関に提供するとともに、協会ホームページ上で公開した。播種前入札取引については、上場産地品種銘柄別に上場数量、落札数量及び平均落札価格を集計して、令和7年4月30日(木)及び5月30日(金)に上記と同様の方法により公表等を行った。

6) 取引指標価格の作成・提供

収穫後入札取引について、当該月（落札がなかった場合は前月以前）の落札結果に基づいて、入札取引以外の取引を行う際の目安となる産地、粒、品種銘柄、等級別の価格情報を算定し、月末に売り手登録者に対し取引指標価格として提供した。

(2) 国産大豆の需給・品質に関する情報の収集・提供事業

国産大豆の取引の活性化を図り、国産大豆生産の振興に資するため、公益財団法人日本豆類協会の助成を受けて、大豆の需給、産地における生産動向、実需者の国産大豆使用状況、大豆の品質等に関する情報を継続的に収集・整理して入札取引関係者をはじめ、実需者、産地関係者等に情報提供した。特に令和7年度においては、以下の事項について重点的に情報の収集、整理及び分析を行った。

① 各年産の産地品種銘柄別作柄と価格変動との関係

② 納豆の消費・販売動向と国産大豆使用状況

3 新国際環境対応特産農産物等生産システム改善・需要拡大対策事業

(1) 産地生産基盤パワーアップ事業

国内の水田・畑作・野菜・果樹等の産地が産地パワーアップ計画に基づいて地域の強みを活かした収益力の強化に取り組む際に、計画策定経費、計画の実現に必要な高性能な農業機械・施設のリース導入や、集出荷施設の再編・整備、改植等による高収益作物・栽培体系への転換等に係る経費等を助成した。具体的には、平成27年度～令和7年度補正予算により造成した基金について、地域農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画を取りまとめた事業計画に基づく交付申請を受けて、道府県に対して助成金を交付した。また、本事業の適切かつ円滑な事業運営を図るため、産地生産基盤パワーアップ事業の適切な事業運営に係る有識者委員会を開催した。

1) 産地生産基盤パワーアップ事業基金の基金管理状況(千円)

基金造成額	執行済額	差引残額
142,266,590	123,377,395	18,889,195

2) 産地生産基盤パワーアップ事業の適切な事業運営に係る有識者委員会

令和7年10月24日(金)

- ・ 出席者2名(委員総数3名)
- ・ 付議された議案
産地生産基盤パワーアップ事業の取組状況報告
取組状況報告を踏まえた意見交換・助言

(2) 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

新たな国際環境の下で、茶等工芸農作物及びいも類等甘味資源作物の需要フロンティアの開拓を図るため、生産者と外食産業等との連携体制を構築するとともに、産地と複数年契約をすることにより商品の高付加価値化を図ろうとする外食・加工業者等が行う新商品の開発やそれに必要な技術開発、販路開拓の支援を令和2年度まで実施し、令和7年度は、実施した事業の最終の実施状況報告書の取りまとめ及び評価報告等の事務を行った。

第4 公益財団法人日本特産農産物協会における「法人の運営体制の充実を図るための取組」
(認定法第21条第4項、認定規則第53条、公益認定等ガイドライン第5章第2節第1)

○「自主的に行ったガバナンス体制の充実を図るための取組」

- (1) 日常の会計事務において、総務部員における経費振替伝票など作成したものを、総務部長、専務理事において二重のチェック体制を取っているほか、会計全般において監事監査以外に、会計事務所と契約し会計士による会計書類等のチェック(年2回)を依頼しており、更なる二重のチェック体制を取った。
- (2) 事業の効果が図られるよう、各事業において外部委員による評価・点検・提言を行う委員会を行った。

- ・大豆価格形成安定化事業（大豆入札取引委員会年2回、入札取引監視委員会年2回、入札の取引監視(入札の都度：収穫後入札8回播種前入札2回)
- ・地域特産物事業（地域特産物検討委員会年2回)
- ・産地パワーアップ事業（有識者委員会 年1回 現地調査1回)

(3) 外部理事への情報提供・理解増進のため、第3回理事会（議案：資産管理規程の改正）に先立ち、各理事へ協会の財務状況・基本財産の運用状況などの説明を行った。

(4) 理事、監事、評議員の選任について

- ① 代表理事である理事長(非常勤)及び専務理事については、透明性確保などの観点から公募とし、協会ホームページ上で募集の上選任した。
- ② その他の理事、監事、評議員については、公益認定法第5条第8号から第12号を踏まえ、利害関係等を確認の上他の団体の運営に携わっている者、学識経験者を同一組織の者が複数とならないように選定した。

事業報告の附属明細書
該当なし